

1. まちづくりにおける各主体の役割

(1) 市民の役割

市民は、一人ひとりが地域づくりの担い手であるという自覚を持ち、地域活動等への積極的な参加や、地域にある道路や公園等の公共空間の適切な維持管理に関わることが重要です。また、自身が住む地域に対して関心を持つように心がけ、地域や本市に関する各種情報について、積極的に収集するとともに、市が実地するパブリックコメントやワークショップ等への積極的な参加が求められます。

(2) 住民自治協議会の役割

住民自治協議会（以下、協議会）は、地域住民が安心して暮らせる魅力ある地域づくりを目指し、さまざまな地域課題を解決するため、自ら考え行動するような姿勢が重要です。また、地域住民間の交流の機会を創出することで、地域コミュニティの維持を目指すとともに、これらの取り組みについて市と情報共有を図り、必要に応じて支援等を受けながら効率的・効果的な地域づくり活動を実施することが求められます。

(3) 事業者等の役割

事業者等は、事業活動を通して地域の産業振興や経済活動の活性化に貢献することが重要です。まちづくりの担い手としての役割を理解し、各地域で行われるまちづくり活動に対して、積極的に参加・協力することにより、社会貢献を果たしていくことが求められます。

(4) 行政・教育機関の役割

行政は、本マスタープランに定める方針に基づき、その実現に向けた各種事業の取り組みについて、庁内関係各課との横断的な連携や適切な進捗管理に基づく計画の見直しを行うとともに、事業の計画段階で市民の意見を反映させるための仕組みづくりを行います。また、市民への情報提供や協働のまちづくり活動に対する意識醸成のための取り組み、地域の主体的なまちづくり活動への支援や積極的な参加に努めます。

教育機関は、本市のまちづくりに対する積極的な助言や提案を行うとともに、地域の自治組織等と連携したまちづくり活動への参加・支援を行うことが求められます。

2. 実現に向けた各種取り組み

第3章から第5章に示す各種方針の実現に向けて、市民・事業者・行政が取り組む施策について以下のように整理します。

■分野別方針の実現化に向けた方策①

施策区分	主な取り組みとその内容 ★：すでに進めている取り組み	取り組み主体				おおむねの工程		
		国・県等	市	事業者等	市民	短期 (～5年)	中期 (5年～10年)	長期 (10～20年)
土地利用の方針								
住宅地エリアの土地利用	歴史環境保全住宅エリア	城下町地区を対象として歴史的まちなみと調和した住宅地の保全（第一種中高層住居専用地域）	○			歴史的まちなみ保全の取組を維持		
	住宅市街地エリア	質の高い住環境の形成に向けて低層戸建ての良好な居住環境の形成を図り、杵築らしさのある個性的な整備を誘導（第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域または準住居地域）	○			用途変更 住環境形成・整備誘導 杵築らしさのある住環境形成の取組を維持		
工業系エリアの土地利用	既存工業団地エリア	工業地域	○			既存の工業地域の維持		
	★新たな工業団地	八坂・東地区は、良好な工業団地形成及び周辺道路網との円滑な接続等のため用途地域の指定または地区計画の指定について調査・検討	○			調査・検討 整備		
	その他の工業エリア	準工業地域	○			工業施設の誘致・操業環境を維持		
商業系エリアの土地利用	歴史景観形成商店街エリア	商業地域	○			商店街の魅力向上のための取組を維持		
	商業業務エリア	商業地域または近隣商業地域	○			賑わい創出・活性化施策の取組を維持		
	サービス商業エリア	準住居地域	○			沿道サービス施設を維持する取組を維持		
	生活商業エリア	第一種住居地域	○			生活利便性の確保を継続		
	駅前商業エリア	準住居地域の新たな指定	○			検討・指定		
	杵築インターチェンジ周辺エリア	準住居地域の新たな指定	○			検討・指定		
	沿道サービスエリア	準住居地域・準工業地域	○			沿道サービス施設を維持する取組を継続		
	福祉拠点エリア	準工業地域	○			福祉拠点の形成に向けた施設誘致を継続		
郊外地域の土地利用	地域拠点・生活拠点エリア	山香地域、大田地域等の地域拠点や生活拠点を対象として、地域の活性化に向けた地域交流施設の誘導	○			地域活性化策の検討・整備		
	集落エリア（都市計画区域）	良好な集落環境の保全のため、特定用途制限地域等の検討・指定による無秩序な開発の抑制	○			検討・指定		
	集落エリア（開発住宅地）	郊外型住宅開発地は、自然環境に囲まれた住宅地として良好な住環境の保全に向けて居住者間での建築協定等を検討	○			検討・協定		
市街地の整備方針								
中心拠点	「立地適正化計画」の都市機能誘導区域のうち、杵築インターチェンジ周辺を対象として新たな市街地の形成を誘導		○			市街地整備の検討 新たな市街地形成に向けた取組を継続		
	新たな用途地域の指定	現在用途地域未指定の都市機能誘導区域、居住誘導区域について新たに用途地域を設定（準住居地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域を想定）	○			用途地域の検討・指定		
	★都市機能の誘導	「立地適正化計画」制度等を活用して都市機能誘導区域への都市機能の立地促進	○			都市機能の立地誘導の取組を維持		
	★住宅等の誘導	「立地適正化計画」制度等を活用して居住誘導地域への住宅等の立地誘導、移転誘導	○			住宅開発の立地誘導の取組を維持		
	基盤整備	良好な市街地形成に向けて面的な基盤整備の検討	○			市街地整備の検討		
サブ拠点	「立地適正化計画」の都市機能誘導区域のうち、JR杵築駅周辺を対象として新たな市街地の形成を誘導		○			市街地整備 新たな市街地形成に向けた取組を維持		
	新たな用途地域の指定	現在用途地域未指定の都市機能誘導区域について新たに用途地域を設定（準住居地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域を想定）	○			検討・指定		
	都市機能の誘導	「立地適正化計画」制度等を活用して都市機能誘導区域への都市機能の立地促進	○			都市機能の立地誘導の取組を維持		
	基盤整備	良好な市街地形成に向けて駅近傍の大規模未利用地の活用を含め面的な基盤整備・誘導	○			市街地整備の検討		

■分野別方針の実現化に向けた方策②

施策区分	主な取り組みとその内容 ★：すでに進めている取り組み	取り組み主体				おおむねの工程		
		国・県等	市	事業者等	市民	短期 (～5年)	中期 (5年～10年)	長期 (10～20年)
市街地の整備方針								
2つの市街地の結合	市街地とJR杵築駅周辺の市街地の一体化を図るため、駅から中心市街地までの案内誘導、八坂川への親水性のある遊歩道による歩行者系ネットワークの確保など、来街者の市街地への誘導方策についての調査・検討		○			交通連携 歩行者ネットワーク形成		
用途地域の見直し	災害の恐れが強い地区について建物の立地抑制を図るため、用途地域からの除外及び田園居住地域等への見直しの調査・検討		○			検討・指定		
地区計画等による市街地の整序	地区計画その他の計画の策定や指定に沿ったまちづくり	旧城下町では、都市計画道路特殊街路、地区計画、「伝統的建造物群保存地区」、「杵築城跡」国指定史跡、「歴史的風致維持向上計画」等の指定や計画策定に基づき、これらに沿ったまちづくりの推進		○		地区計画の維持		
		原南地区において地区計画に沿った規制誘導の推進		○		地区計画の維持		
新たな地区計画の指定		良好な一団の住宅地、大規模な集落の住環境の保全、新たな市街化が想定される地区の土地利用コントロールなど、土地利用上の必要性に応じて地区計画や特定用途制限地域などの導入による良好な地区環境の形成に向けて調査・検討		○		検討・指定		
	その他の整備・誘導手法	新たな工業拠点の形成	八坂・東地区の新たな工業団地の整備に当たっては周辺環境への配慮、円滑な交通処理、防災等について地区計画制度などを活用して良好な生産環境の形成について調査・検討		○	検討・指定		
空き家の解消等	大分空港の「宇宙港」化プロジェクトへの対応	大分空港の「宇宙港」化プロジェクトについて進行状況・波及効果などの情報収集などの調査・検討		○		プロジェクトと連動した市街地整備の検討 工業団地の検討・整備		
	空き家の解消と移住・定住の促進	空き家バンク登録件数の拡大や移住・定住希望者への紹介などを継続して実施		○	○	空き家の再生・利活用 空き家解消に向けた移住・定住の継続		
交通体系の方針								
都市計画道路の整備	優先的に整備を推進する路線の整備	緊急性の高い路線について計画に沿った整備の推進		○		緊急路線の整備		
	長期未着手路線の見直し	社会情勢や都市構造の変化によって長期未着手となっている都市計画道路は、必要に応じて廃止を含む計画内容の見直しの実施		○		検討・適用		
歩行者用道路の整備	歩行者の視点に立った道路づくり	幅の広い歩道の整備、スロープの設置、滑りにくい路面整備など、人にやさしいまちづくりの取り組み		○		市街地内歩行空間の改善の取組を継続		
	魅力的な歩行者空間の確保	旧城下町を通過する道路の歩道は、旧城下町のまちなみと調和した舗装や道路緑化、ポケットパークやベンチの設置、電線・電柱の裏街区への移設等を図り、歴史を感じさせる歩行者空間の形成のため、関連する支援制度の効果的な活用を図る		○		旧城下町の歩行環境の維持を継続		
郊外の道路ネットワークの方針	幹線道路の整備	高規格道路、広域幹線道路、地域幹線道路、地域間連絡道路の各幹線道路は、緊急性や防災性を考慮しつつ順次改良を進める		○	○	幹線道路の維持・改善を継続		
	生活道路の整備	集落間道路、集落内道路は、必要性、緊急性等を考慮して、順次きめ細かい整備を実施			○	集落内道路の維持・改善を継続		
公共交通	★「地域公共交通計画」の策定	「地域公共交通網形成計画」の計画期間の終了に伴い、鉄道、路線バス、コミュニティバス等の公共交通の総合的な対策のマスタープランとしてこれに代わる「地域公共交通計画」の策定		○	○	○	○	検討・策定
鉄道	鉄道事業者との連携	利用利便の向上を図るとともに利用の促進等を図るため運行本数、運行時間等について鉄道事業者との連携による実現化		○	○			公共交通の利便性確保の取組を継続
	駅前広場などの整備	JR杵築駅駅前広場の整備について調査・検討		○	○			検討・整備
路線バス	バス事業者等との連携	利用利便の向上を図るとともに利用の促進等を図るため運行本数、運行時間等について鉄道事業者との連携による実現化		○	○			公共交通の利便性確保の取組を継続
	バスターミナル等の整備	杵築バスターミナルについて利用者利便の向上や快適な利用環境の整備に向けてバス事業者との連携による実現化		○	○			検討・適用
コミュニティバス等	「地域公共交通計画」を踏まえた運行の確保	「地域公共交通計画」を踏まえて、鉄道や路線バスと連携しながら、路線、運行回数、運行時間等利用しやすく、持続できる運行システムの確立		○	○	○		公共交通の利便性確保の取組の継続
	新しい交通システムの検討	新しい交通システムの本市への導入可能性について、関係者と連携した調査・検討		○	○	○		新交通システム導入可能性の調査・検討

■分野別方針の実現化に向けた方策③

施策区分	主な取り組みとその内容 ★：すでに進めている取り組み	取り組み主体				おおむねの工程		
		国・県等	市	事業者等	市民	短期 (～5年)	中期 (5年～10年)	長期 (10～20年)
水と緑の方針								
都市公園の整備	都市基幹公園の維持管理	杵築市総合公園等の維持管理、機能の充実		○			適切な維持管理の継続	
	住区基幹公園の整備・維持管理	3箇所の未整備街区公園の整備		○			検討・整備	
		市街地で公園が不足する地区において、公園、広場等の整備方法にとらわれないオープンスペースの整備		○		○		市街地内オープンスペースの確保を継続
	特殊公園の整備・維持管理	奈多公園、住吉公園の既整備区域の維持管理と未整備区域の整備		○			検討・整備	
公共施設緑地	自転車歩行者専用道の整備	歴史街道、歴史的坂道等の歩行者系道路の保全・整備		○			歴史的歩行空間の保全・整備を継続	
	その他の公共空地の確保	緑地広場や多目的広場等都市公園法によらない公的なオープンスペースを地域住民のニーズ等に応じて配置		○	○	○	市街地内オープンスペースの確保を継続	
市街地緑地の保全	風致地区等の指定	良好な景観を有する自然海岸については、保全を目的とした風致地区の指定について調査・検討		○			検討・指定	
		旧城下町周辺の斜面樹林は、風致地区または特別緑地保全地区などの指定について調査・検討		○			検討・指定	
	緑化協定の検討	大規模な工場敷地は、緑化協定等による敷地内緑化を誘導		○			工場緑地・緩衝緑地の維持	
	田園住居地域の検討	用途地域で市街化が進まない農地が分布する地域では、都市と農地が調和したまちづくりが求められる地域について田園住居地域の指定について調査・検討		○		○	検討・指定	
都市緑化の推進	市街地緑化の推進	幹線道路の街路樹植栽、既存の遊歩道等を活用した緑のネットワーク形成、商店街、工場等の緑化、民有地の緑化等を推進する調査・検討		○	○	○	民有地を含めた緑化への取組を維持	
	歴史的まちなみの保全と緑化推進	「景観計画」による景観重点地区、景観重要建造物、景観重要樹木の指定について調査・検討		○		○	検討・指定	
	緑化推進体制	行政と市民、関係事業者が連携して公共空間から民有地までの緑化を進める体制づくりとして、ボランティア団体の育成の推進		○	○	○	緑化推進団体の育成の取組を維持	
自然環境の保全	特に保全すべき自然緑地の保全	骨格的緑地の保全、干潟の保全、溜池の保全、河川・海の保全については、「景観計画」及び「景観条例」の積極的な運用		○		○	自然環境の積極的保全の取組を維持	
		「環境基本計画」に沿った保護団体の支援、市民の意識啓発等の市民活動による保全		○		○	市民と連携した環境保全の取組を維持	
身近な自然環境の保全	田園・里山の保全	まちのゾーン、里のゾーン、山のゾーン、海・海辺のゾーンについて「景観計画」の環境形成基準に則した運用		○		○	景観計画環境形成基準に則した運用継続	
自然環境を保全するための法規制	自然公園、風致地区、鳥獣保護区、保安林、農業振興地域農用地区区域等自然環境関連法規制の指定と運用		○	○			法規制の指定と運用の継続	
景観形成	「景観計画」及び「景観条例」に沿った景観の形成	まちのゾーン、里のゾーン、山のゾーン、海・海辺のゾーンごとに「景観計画」の景観形成基準に則した運用		○		○	景観条例に沿った景観形成の維持	

■分野別方針の実現化に向けた方策④

施策区分	主な取り組みとその内容 ★：すでに進めている取り組み	取り組み主体				おおむねの工程			
		国・県等	市	事業者等	市民	短期 (~5年)	中期 (5年~10年)	長期 (10~20年)	
景観形成の方針									
市街地景観ゾーンの方針	歴史景観の法的な保全策の活用	「景観計画」に基づく景観重要建造物の指定、城下町地区地区計画や北台南台地区重要伝統的建造物群保存地区の指定及び「歴史的風致維持向上計画」等に基づく歴史的まちなみの保全と再生		○				「歴史的まちなみ保全・再生の取組を維持」	
	★「坂道の城下町」景観形成の推進	旧城下町の歴史的坂道の保全・再生及び坂道周辺の建物の高さや屋根の形状、瓦等の統一に向けた地区計画の適切な運用		○	○			「坂道の城下町」景観形成の推進	
	歴史的な景観の再生	城下町商店街は、地区計画や重要伝統的建造物群保存地区の指定に基づき、都市計画道路3.4.4宗近魚町線の道路環境整備と併せた歴史的景観の再生		○				「歴史的景観の再生の取組を維持」	
	住宅地景観の形成	住宅地の生け垣や玄関周りのプランターによる緑化など緑地協定、建築協定等のルールづくりに向けた市民主体の景観形成活動の支援及び意識啓発		○	○			「住宅地の景観形成の取組を維持」	
	工業地景観の形成	緑化協定等による工場の敷地緑化及び隣地境界などの緑化を促進		○				「工業地の景観形成の取組を維持」	
	商業地景観の形成	商店街のまちなみ景観の形成や屋外広告物の規制・誘導、高さ規制等、都市景観の向上に向けた「景観計画」の運用に基づく誘導・啓発		○	○			「都市景観の向上に向けた誘導・啓発継続」	
自然景観、田園景観、海辺景観各ゾーンの保全	「景観計画」、「景観条例」及び「環境基本計画」等の景観、環境にかかる制度の効果的な活用に向けて、必要な地区指定、環境保護団体の支援等を推進		○	○	○			「自然景観、環境保全の取組を維持」	
景観形成軸の方針	沿道景観軸の保全	「大分県沿道の景観保全等に関する条例」に基づき、敷地の緑化、建築物の色彩等について指導、誘導		○				「沿道景観の指導・誘導の取組を維持」	
	河川景観軸の保全	主要河川について河川の景観保全と共に、親水性のある遊歩道等の親水景観を演出する遊歩道の整備について調査・検討	○	○				「遊歩道整備の調査・検討」 「河川景観の保全の取組を維持」	
その他の景観形成の方針	眺望点の整備	眺望点の整備と市内外への積極的なPRの推進		○				「眺望点の調査・整備」 「眺望点のPR活動を維持」	
	★歴史的建造物の保全推進	城下町保存基金の活用による積極的な保全と現在も居住利用されている歴史的建造物についても有効な保全対策について検討		○				「歴史的建造物の維持・保全の取組を維持」	
	景観デザインの方針	公共建築物は、杵築市らしさや周辺景観に配慮したテーマを持ったデザインによる施設整備を推進 統一化されたオリジナルティあふれる標識（サイン）の整備を推進		○				「景観デザイン統一の取組を維持」 「統一化された標識の整備」	
	景観形成に向けた取り組み	「景観計画」による景観形成の方針及び景観形成基準等に沿って、市民・事業者・行政の協働による地域特性を活かした良好な景観形成の実現を推進		○	○	○		「良好な景観形成に向けた取組を維持」	
都市防災の方針									
防災基盤と防災体制の方針	災害に強い市街地再編等	「立地適正化計画」に基づく居住誘導区域、都市機能誘導区域への諸機能の立地誘導と災害リスクが高い地区における立地抑制		○	○			「災害リスクの高い場所の立地抑制の取組」	
	歴史的まちなみに対応した防災対策の検討	旧城下町の地区では古い木造建築物が多いため文化財保全と市民の安全を確保するため、地区レベルの防災計画について調査・検討		○	○			「防災計画の調査・検討」 「旧城下町の安全性確保の取組を維持」	
	防災基盤の整備	公共建築物の耐震化・不燃化の促進			○				「公共施設の耐震化・不燃化の取組の維持」
		市街地の幅員4m未満の狭隘道路は、災害時の延焼の防止や安全な避難の確保に向けて、沿道の不燃化、ブロック塀の更新、沿道宅地内の緑化等を推進			○	○			「狭隘道路解消の取組の維持」
		防火地域・準防火地域の指定について調査・検討			○				「検討・適用」
治水対策、土砂災害防止対策	河川、ため池、崖地などハザードマップにおいて危険箇所とされた箇所は、それぞれの改修や乱開発の防止、市民や関係機関との協力による必要な災害防止対策の推進		○	○	○		「緊急性の高い災害防止対策」 「治水対策、土砂災害対策の取組の継続」		
防災体制	自主防災組織の育成	市民と行政が連携した防災体制を確立に向けて、日常的なコミュニティによる防災活動の支援、行政区ごとの自主防災組織の育成・強化を推進		○	○			「自主防災組織の育成・強化の取組の継続」	
	ハザードマップの活用	土砂・津波・洪水・高潮・内水・溜池の各ハザードマップについて市民への周知、浸透及び効果的な活用を促進		○				「ハザードマップの周知の取組の継続」	
	防災訓練の推進	学校や自主防災組織等における防災訓練、避難訓練を推進		○	○	○		「防災訓練の継続的取組の維持の継続」	
	給食センターの活用	災害時に避難所生活者等に応急給食の提供を行うことができる給食センターの活用について関係部署との協議		○				「検討・適用」	
復興まちづくり計画	復興まちづくり計画の事前準備	大規模災害時に必要な復興まちづくり計画が速やかに策定できるよう、平時において復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理・分析など復興まちづくりの方針等を定める事前準備の調査・検討		○			「検討・策定」		

■分野別方針の実現化に向けた方策⑤

施策区分	主な取り組みとその内容 ★：すでに進めている取り組み	取り組み主体				おむねの工程		
		国・県等	市	事業者等	市民	短期 (～5年)	中期 (5年～10年)	長期 (10～20年)
下水道・河川の整備方針								
下水道の整備	下水道の整備・維持管理	汚水については、公共下水道等の整備がおおむね完了し、今後は維持管理に努め、適切な改築更新を実施	○				下水道の適切な維持管理の継続	
		雨水については、都市下水路が整備済みであり、今後は維持管理を推進	○				都市下水路の適切な維持管理の継続	
		浸水する危険のある区域については、雨水ポンプ場等の整備を引き続き推進	○				検討・整備	継続的な危険箇所への対応
河川の整備	河川改修	氾濫のおそれのある河川は、河川管理者と連携して計画的な改修を実施	○	○			氾濫防止の河川改修の取組を継続	
		浸水等の災害の防災対策として、河川流域が有する保水機能や遊水機能を維持・保全		○			保水機能・湧水機能確保	
	遊歩道、安らぎの場	八坂川や高山川等の主要河川の水辺は、親水性のある遊歩道などの整備について調査・検討	○	○			親水性のある遊歩道の整備	
	自然環境の保全	河川整備にあたっては、自然環境への影響を最小限に抑えるため、生態系への影響に配慮した整備を推進	○	○			自然環境の保全の取組を継続	
その他の生活環境形成								
情報関連施設の方針	★ケーブルテレビ網等の整備と活用	CATV、Wi-Fi、FM放送等情報通信環境の整備・充実	○		○		検討・整備	
	行政の情報発信の推進	都市計画関連の行政情報の電子化とインターネットを活用した市民への情報提供の推進	○		○		検討・整備	
「公共施設等総合管理計画」を踏まえた公共施設の配置・整備	「公共施設等総合管理計画」に沿った公共施設の整備	公共施設は、「公共施設等総合管理計画」の方向性に沿って統廃合や縮減も視野にいたれた施設ごとの検討を踏まえた整備・維持・管理を実施		○			公共施設の適切な維持管理の取組を継続	
コミュニティ施設の活用	中央公民館、コミュニティセンターの活用促進	杵築、山香、大田地域の各中央公民館及び各地域のコミュニティセンターは、住民自治協議会を中心とした地域活動や自主防災の拠点として活用及び施設の充実を推進	○	○	○		中央公民館・コミュニティセンター機能強化	
		今後のコミュニティ施設の立地については、地域拠点、生活拠点への立地を誘導		○	○		検討・適用	
教育文化施設	学校教育施設	学校教育施設については、教育環境や管理体制に配慮した上で、地域住民の交流や活動の場としての多角的利用を検討		○		○	教育施設の多角的活用の取組の継続	
		災害時の避難場所としての機能の充実		○		○	災害時の避難場所としての機能増進を継続	
		休日には地域への施設の開放を推進し、地域スポーツや文化の交流拠点としての活用を促進		○		○	教育施設の開放の取組を継続	
		小・中学校の統廃合により廃止された学校施設は、地域住民と連携して今後の効果的な活用の方向を調査・検討		○		○	検討・整備	
保健福祉施設	福祉センターの利用環境整備	杵築市健康福祉センターについて誰でも気軽に利用できる環境づくりに向けて、施設機能の拡充、公共交通アクセスの充実等を検討する		○	○	○	健康福祉センター利便性向上	
地域交流施設	地域交流施設整備	地域内の交流、他地域との交流及び観光客との交流等を促進するため、地域拠点や生活拠点等に地域交流施設の導入を検討		○		○	検討・整備	
	道の駅等	「杵築ブランド」等の本市の特産物の販売や、特産物のレストラン、自動車利用者が休憩できる道の駅等、複合的な地域交流施設として新たな地域交流拠点を整備することについて調査・検討		○		○	検討・整備	

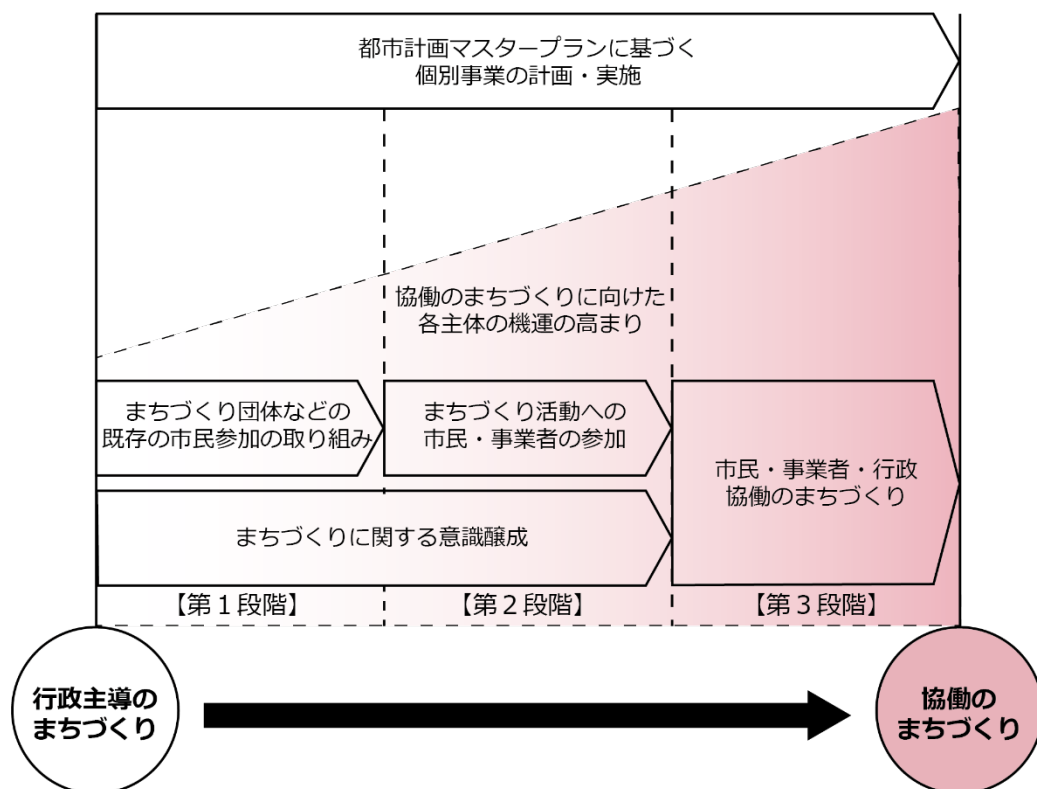
3. まちづくりの方向性

(1) 基本的な方向性

「自然・歴史・文化と都市の活力が調和した住み良さを実感できるまち」を実現するため、市民・事業者・行政のパートナーシップを進めていくことが重要です。そのため、まちづくりに関する個別の計画・事業において積極的に市民参加を取り入れ、最終的には行政主導のまちづくりから市民・事業者・行政の協働のまちづくりを目指します。

(2) まちづくりに向けた段階的な取り組み

まちづくりに向けた市民参加方策として、以下のような段階的に取り組むものとします。



◆第1段階： 取り組み姿勢に応じた 市民参加

現在、積極的に市民参加に取り組んでいる市民の活動については市民参加を先導する試みとして、積極的に支援・PRを実施し、市民参加に向けた意識醸成を図ります。

◆第2段階： 市民・事業者のまちづくり活動 への参加

第1段階の取り組みにより、これまで有志によるまちづくり活動であったものから、徐々に興味ある方々の参加が増え、市民・事業者の積極的なまちづくり活動への参加を促進します。

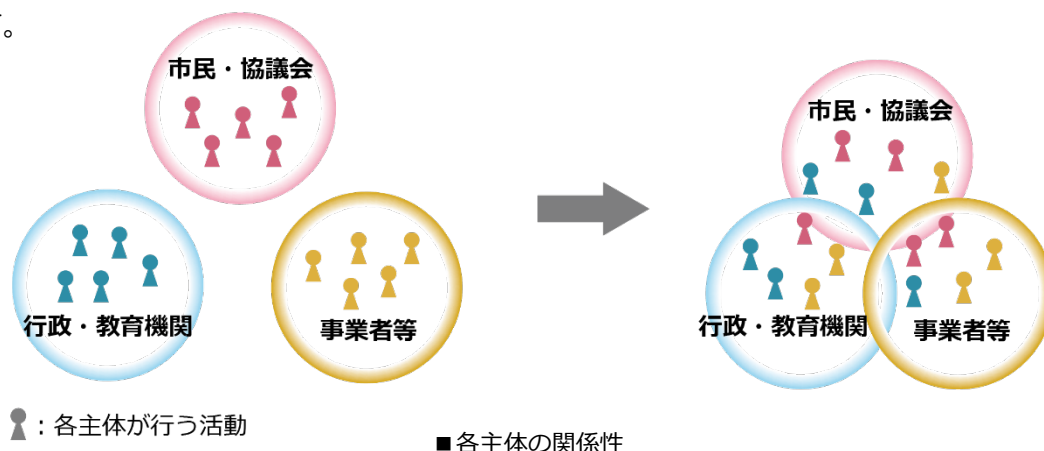
◆第3段階： 市民・事業者・行政協働の まちづくり

市民・事業者・行政によるまちづくり活動や各種事業等を進めることで、行政主導ではなく、地域に関わる複数の主体による協働のまちづくりへの展開を目指します。

■市民参加の段階的取り組み

(3) まちづくりにおける各主体の関係性

まちづくりを進めるにあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの主体の役割を理解し、協力することが求められます。そのため、まちづくりに関する各種取り組みについて、各主体が別々に実施するのではなく、連携しながら実施することで、より効率的・効果的なまちづくりを目指します。



(4) まちづくりの推進に向けた取り組み

今後、市民・事業者・行政が互いの信頼関係のもとまちづくりを進めるため、杵築市自治基本条例に基づく「協働のまちづくり指針」に示す内容を踏まえて、以下のような取り組みが必要です。

1) 人材育成

地域におけるまちづくりの推進には、自治意識がありまちづくりの中心となるリーダー的存在が必要不可欠であるため、行政は各種団体を通じて人材の発掘や育成に取り組みます。

また、市民参加のまちづくりに係る、さまざまな考えや手法等を地域の知恵として吸収するため、市民・事業者・行政を交えた勉強会や研修等の実施により、学習する機会や場を提供します。

2) 情報公開

行政の持っている情報や問題点を提示し、市民・事業者が持っている情報や意向を提示するという双方向の情報交換に取り組んでいきます。情報公開の媒体としては、広報紙、市ホームページ、ケーブルテレビの市民チャンネル等の活用を検討します。

3) ルールづくり

多くの人々が関わる市民参加においては、まちづくりのルールが必要です。市民と行政もしくは市民間で、ガイドラインや支援方策等のルールづくりを行うことにより、円滑なまちづくりの運営を進めます。

4) 体制づくり

今後本市においては、さまざまなまちづくりの事業が予定されていますが、その際も計画・管理・運営等のあらゆる段階で市民参加を取り入れ、市民の視点や意向、協力が十分に反映できる体制づくりを推進します。

4. 実現のために市が取り組むべきこと

本マスタープランにおいて定められた方針を実現するため、庁内における推進体制の強化を行い、市民や関連機関との連携を図ります。また、各種分野別方針の実現に向けて段階的な取り組みを進めます。

(1) まちづくり推進体制の確立

まちづくりを推進していくためには、都市計画分野だけでなく、福祉・教育・文化・産業・環境等のさまざまな行政分野と連携を図ることが必要です。関係各課の情報の共有、相互調整、合意形成を行い、各分野の事業を統合したまちづくりに関する総合的・体系的な施策展開を推進します。

また、市民に開かれた行政を展開するためには、積極的に広報や啓発活動を行い、市民の意見をまちづくりに反映させて、広範な施策を行うための組織の確立に向けた取り組みを推進します。

(2) まちづくり支援体制の確立

これからのまちづくりは、計画の策定段階や実施の段階においての市民参加が不可欠です。市民参加を効果的なものとするためには、市民参加のための人材育成や体制づくりを推進します。

(3) 市民との連携

市民の参加を得ながら効果的かつ効率的にまちづくりを進めていくためには、各種市民団体と行政との連携が重要です。そのため、都市計画事業の推進や各種まちづくり計画の策定にあたっては、できる限り内容を公表・説明し、意見交換を十分に行うことにより、納得感のあるものとなるよう努めます。

(4) 国・県・周辺自治体との連携

国道や県道等の幹線道路や都市施設等の整備は、他の関係機関と調整を図りながら整備を進める必要があることから、事業の調整や促進、まちづくりに関する情報交換等、国、県、周辺自治体との連携強化を推進します。

5. 計画の運営と展開

(1) 関連計画との相互の連携・調整

今後、関連計画の策定にあたっては、本マスタープランとの調整が図られるよう管理・運営を行い、一体的な連携によるまちづくりを進めます。

(2) まちづくりの進捗状況の点検・評価

継続的にまちづくりを進めるためには、まちづくりの進捗状況を点検し、その評価を行い、市民の理解を得ることが重要になります。今後、本マスタープランに基づき進められる個々のまちづくり事業に対する意見をその後の事業に反映させていきます。

(3) 誘導手法等を活用したまちづくりの推進

まちなみの整備については、用途地域を中心として、地区計画等の規制誘導手法や、まちづくり協定等の自主的なルールによる誘導手法を活用していきます。

(4) 都市計画マスタープランの見直し

本マスタープランはおおむね 20 年後を目標としていますが、実効性・実現性のある計画とするため、まちづくりにおける各種取り組みの進捗状況を踏まえ、市民意向を反映しながら、継続的に PDCA サイクル（Plan：計画改定、Do：実行、Check：評価、Action：改善）をまわすことが重要です。そのため、本マスタープランの内容に基づき実施される施策・事業の進捗状況等を定期的に評価し、庁内関係各課や各種関係団体等と連携及び調整を行う必要があります。

そして、本マスタープランの中間年次となるおおむね 10 年ごとに、庁内関係各課や関係機関・有識者等で構成される委員会を設置し、計画内容の評価・検証を行うことで計画の見直しを行います。また、本マスタープランの上位計画となる、「総合計画」や「杵築都市計画区域マスタープラン」等の見直しや社会情勢の変化等も踏まえて、柔軟な計画の見直しを行います。

